

(目的)

第 1 条 この要綱は、看護師の養成施設に在学する者で、卒業後に市が設置する病院(以下「市民病院」という。)において看護業務に従事しようとするものに対し、看護師修学資金を貸与することにより、その修学を容易にし、もって看護師の養成及び確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号。以下「法」という。)第 5 条に規定する看護師をいう。
- (2) 養成施設 法第 21 条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校をいう。
- (3) 修学生 この要綱に基づく学資の貸与を受けている者をいう。
- (4) 修学資金 修学生に貸与する学資をいう。

(貸与対象者)

第 3 条 修学資金の貸与を受けることができる者は、養成施設に在学する者で、養成施設を卒業した後、市民病院に勤務しようとするものでなければならない。

(貸与の額)

第 4 条 修学資金の額は、月額 8 万円以内とし、貸与する総額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(貸与の期間)

第 5 条 修学資金の貸与期間は、貸与を決定した月から養成施設の正規の修学期間を終了する月までとする。

(貸与の申請)

第 6 条 修学資金の貸与の申請をしようとする者は、連帯保証人 2 人を立て次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 看護師修学資金貸与申請書(様式第 1 号)
- (2) 履歴書
- (3) 住民票の写し
- (4) 准看護師免許証の写しその他の市長が必要と認める書類

(審査)

第 7 条 市長は前条の規定による申請があったときは、これを審査し、修学資金の貸与の可否について看護師修学資金決定・却下通知書(様式第 2 号)により申請者に通知する。

2 申請者は、看護師修学資金の貸与に係る決定の通知を受けたときは、市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(貸与の方法)

第 8 条 修学資金は、毎月当該月分を貸与する。

(貸与の休止)

第 9 条 市長は、修学生が休学したときは、休学した日の属する月分から復学した日の属する月の前月分までの修学資金の貸与を休止するものとする。

(貸与の中止又は取消し)

第 10 条 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学資金の貸与を中止し、又は取り消すものとする。

- (1) 修学生を辞退する申出があったとき。
- (2) 養成施設を退学したとき。

(3) 心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがないと認められるとき。

(4) 偽りその他不正な方法によって貸与を受けたとき。

(5) その他修学資金を貸与することが適当でないとして認められるとき。

(返還の義務)

第 11 条 修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた修学資金の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 前条の規定により修学資金の貸与が中止され、又は取り消されたとき。

(2) 養成施設を卒業した日から起算して 1 年以内に看護師の免許を取得できなかったとき。

(3) 養成施設を卒業した日から起算して 1 年以内に看護師の免許を取得した場合において、直ちに市民病院において勤務しなかったとき又は直ちに市民病院に勤務し在職した期間が修学資金の貸与を受けた期間(第 9 条の規定により修学資金の貸与を休止された期間を除く。以下同じ。)に満たなかったとき。

(返還の猶予)

第 12 条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が、災害、疾病その他の理由により、債務を履行することが困難と認められるときは、申請に基づき修学資金の返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第 13 条 修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申請に基づき、当該各号に定める修学資金の額の返還を免除する。

(1) 養成施設を卒業した日から起算して 1 年以内に免許を取得した場合において、直ちに市民病院に勤務し、その引き続き勤務する期間が修学資金の貸与を受けた期間に達したとき(ただし、当該在職期間中、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事できない期間(以下「休職期間」という。)があった場合は、当該休職期間は、在職期間に算入せず、かつ、業務従事の継続性を中断しないものとする。) 修学資金の全部

(2) 養成施設を卒業した日から起算して 1 年以内に免許を取得した場合において、災害、疾病その他やむを得ない理由により直ちに市民病院に勤務することができず、当該理由がやんだ後、直ちに市民病院に勤務したときであって、その勤務を始めた日以後の期間が、修学資金の貸与を受けた期間に達したとき 修学資金の全部

(3) 修学資金の貸与を受けた者が死亡又は重度の障害により貸与金を返還することができなくなったとき 修学資金の全部又は一部

(4) 自己の都合により修学資金の貸与を受けた期間に満たないで退職したとき 修学資金の貸与総額を全部免除月数で除したものに勤務月数を乗じて得た額

(利息)

第 14 条 修学資金には、利息を付さない。

(その他)

第 15 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(志摩市看護師養成奨学金支給要綱の廃止)

2 志摩市看護師養成奨学金支給要綱(平成 16 年志摩市告示第 45 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示による廃止前の志摩市看護師養成奨学金支給要綱(以下「旧要綱」という。)の規定により支給された奨学金については、前項の規定にかかわらず、旧要綱第 8 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成 30 年 2 月 8 日告示第 11 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。